

## 公益財団法人日本スポーツ施設協会スポーツ救急員登録規程

### (目的)

第1条 公益財団法人日本スポーツ施設協会（以下「協会」という。）は、「公益財団法人日本スポーツ施設協会スポーツ救急員養成講習会開催規程」第3条に基づき、スポーツ救急員養成講習会を修了し、認定基準を充たした者の登録に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (資格申請)

第2条 スポーツ救急員の登録に関する申請は、協会が認めたスポーツ救急員養成講習会を修了し、認定基準を充たした者が、個人又は団体単位で協会に申請する。

### (新規登録申請)

第3条 スポーツ救急員として登録を希望する者は、登録申請書（様式-3）を協会に提出し登録申請を行い、次に定める資格認定登録料を納めなければならない。

#### (1) 公認インストラクター（以下「インストラクター」という）

（令和4年4月以降に新規認定資格を取得し、登録した者を対象とする。）

登録料：20,000円（有効期間4年間）

#### (2) 認定プロバイダー（以下「プロバイダー」という）

（令和3年8月以降に新規認定資格を取得し、登録した者を対象とする。）

登録料：3,000円（有効期間4年間）

### (手続期日及び資格有効期限)

第4条 前条に定める新規の登録申請手続きは、認定通知の受領後30日以内に行わなければならない。なお、資格認定年月日から4年間を認定資格の有効期間とする。

### (登録証（カード）の交付)

第5条 登録が完了した者には、協会発行の登録証（カード）を交付する。

### (登録の更新要件)

第6条 スポーツ救急員のうち公認インストラクターの資格保有者において登録の更新を希望する者は、有効期限内に次のいずれかの更新要件を充たさなければならない。なお、認定プロバイダーの資格保有者において資格保有を希望する者は、新たに資格を取得するものとする。

#### (1) 認定プロバイダーの養成講習会開催の企画・運営及び講師を年1回以上行うこと。

(2) 有効期限内に1回以上協会指定の研修会若しくは日本赤十字社等が主催する救急法基礎講習会を受講すること。

(登録更新手続)

第7条 登録の更新を希望する者は、有効期限の60日前までに登録申請書(様式-3)及び前条記載の受講証明を協会に提出し、指定された銀行口座に第3条に定める資格認定登録料を納めなければならない。

(登録の辞退)

第8条 登録の辞退は、本人若しくは代理人により登録期間内に辞退の申出があった場合に受理する。ただし、登録の辞退を受理した場合であっても、一度納入された資格認定登録料はいかなる理由があっても返還しない。

(登録資格の喪失)

第9条 登録資格の喪失は、次のいずれかに該当した場合とする。

- (1) 新規登録申請期間の30日を過ぎても登録申請を行わなかった場合
- (2) 登録の更新手続きを有効期限の60日を過ぎても行わなかった場合
- (3) 登録申請に関して虚偽内容を記載し申請した場合
- (4) 協会登録資格者としてふさわしくない行為が確認された場合

(個人情報の取扱い)

第10条 協会は、登録資格者の個人情報の取扱いについては、協会の特定個人情報取扱規程に基づき厳重に管理し、協会の事業目的以外に使用しないものとする。

(個人情報の変更届)

第11条 登録資格者は、個人情報に変更があった場合は、速やかに書面又は電子媒体等を利用し協会に届けなければならない。

(その他)

第12条 その他本規程に記載されていない事項及び変更に係る事項については、協会において別途審議し決定する。

(附 則)

- 1 この規程は、令和3年8月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和6年6月1日から施行する。